

重要事項説明書

介護予防)特定施設入居者生活介護

グランドガーデン

重要事項説明書

1 施設概要

- (1)施設名 グランドガーデン
- (2)所在地 岡山県倉敷市南町1-12
- (3)開設者 有限会社医療福祉研究所ヘイセイ
- (4)電話番号 086-435-2234
- (5)事業所番号 3370208799

2 施設の目的及び方針

(目的)

有限会社医療福祉研究所ヘイセイが開設するグランドガーデン(以下「事業所」という。)が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「従業者」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護(以下「(予防)特定施設サービス」という。)を提供することを目的とする。

(方針)

- ① 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- ② 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、入居者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 従業員の体制

- (1)管理者、看護及び介護職員、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員を基準に応じて配置します。
- (2)その他の従業員は実情に応じた適当数を配置します。
- (3)職種ごとの勤務時間は下記のとおりです。

管理者	看護職員	介護職員	生活相談員	介護支援専門員	機能訓練指導員
8：30～17：15	8：30～17：15	2 交代	8：30～17：15	8：30～17：15	8：30～17：15

4 職員の職種、員数及び職務の内容、サービス内容

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業員

・生活相談員 1 名以上

入居者又はその家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う。

・看護職員 2 名以上

入居者の病状及び身体状況に応じ適切な看護を提供する。

・介護職員 16 名以上

入居者の病状及び身体状況に応じ、適切な介護を提供する。

・機能訓練指導員 1 名

入居者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を提供する。

・計画作成担当者(介護支援専門員) 1 名以上

入居者に対して適切な施設サービス計画を作成し、自立に向けて支援する。

従業員は、(予防)特定施設サービスの提供を行う。

③サービス内容

食事； 入居者の身体状況に適した食事介助を行います。

排泄； 入居者の状況にあわせて排泄の自立を促し、入居者の身体能力を生かした援助を行います。

入浴； 2 回／週。身体状況等の理由で入浴できない場合は清拭を行い清潔保持に努めます。

着替え・整容； 朝夕の着替え、身の回りのお手伝いをします。

シーツ交換； 1 回／週交換します。

離床； 寝たきり防止のため、毎日離床のお手伝いをします。

機能訓練； 機能訓練指導員が、計画に基づき機能訓練を状況に合わせて行います。

健康管理； 看護師を中心に日ごろ健康状態をチェックし、主治医と連携を図ります。

娯楽・レクリエーションなど； 毎日、生活に楽しみが持て、離床や生活リズムがつくように実施します。

介護相談； 入居者・家族からのご相談に応じます。

5 利用料金（保険給付の自己負担額）

介護予防）特定施設入居者生活介護利用料

介護度	1 割	2 割	3 割
要支援 1	183 円/日	366 円/日	549 円/日
要支援 2	313 円/日	626 円/日	939 円/日
要介護 1	551 円/日	1102 円/日	1653 円/日
要介護 2	618 円/日	1236 円/日	1854 円/日
要介護 3	688 円/日	1376 円/日	2064 円/日
要介護 4	753 円/日	1506 円/日	2259 円/日
要介護 5	822 円/日	1644 円/日	2466 円/日

上記各料金には、夜間看護体制加算（Ⅱ）9 単位/日が含まれる（要介護 1～5 の方のみ）。

加算（それぞれ実施した場合に基本料金に加算されます。）

協力医療機関連携加算	退院・退所時連携加算	科学的介護推進体制加算	退居時情報提供加算
1 0 0 円/月	3 0 円/日（＊）	4 0 円/月	2 5 0 円/月
個別機能訓練加算	口腔栄養スクリーニング加算	生活機能向上連携加算	
1 2 円/日	2 0 円/回	1 0 0 円/日 （個別機能訓練加算算定している場合）	2 0 0 円/日 （個別機能訓練加算算定していない場合）
入居継続支援加算（Ⅰ）	入居継続支援加算（Ⅱ）	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）
3 6 円/日（＊）	2 2 円/日（＊）	10 円/日（＊）	5 円/日（＊）
看取り介護加算			
死亡日以前 31 日以上 45 日以下		死亡日以前 4 日以上 30 日以下	
7 2 円/日（＊）		1 4 4 円/日（＊）	
死亡日前日及び前々日		死亡日	
6 8 0 円/日（＊）		1 2 8 0 円/日（＊）	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）		認知症専門ケア加算（Ⅱ）	
3 円/日		4 円/日	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）			
2 2 円/日			
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）		生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	
100 円/月		10 円/月	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ			
総単位（基本単位＋加算単位）×12.8%			

・加算についても負担割合により、2 割、3 割になる。（＊）は要介護 1～5 の方だけの加算。

・入居者の選定による介護その他日常生活上の便宜に要する費用は、実費を徴収する（別紙参照）。

・日常生活において通常必要となる費用で入居者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

（ただし、トイレトーパー、おしり拭き、ティッシューパー、ゴム手袋、ゴミ袋、シャンプー、リンス、ボディーソープ、

養娯楽時のプリント類、イベント費用は実費徴収しない。その他の個人的な選択による費用を実費徴収する。）

サービス付き高齢者住宅入居費用

■ 4月から10月までの期間

部屋タイプ	A	A ⁺	B	C
人数	1	1	1	2
敷金	180,000	189,000	270,000	369,000
賃料 (非課税)	60,000	63,000	90,000	123,000
共益費 (非課税)	48,000	48,000	48,000	96,000
水光熱費	13,200	13,200	13,200	23,100
食費	55,200	55,200	55,200	110,400
合計 (敷金除く)	176,400	179,400	206,400	352,500

※食費は30日喫食した場合

■ 11月から3月までの期間

部屋タイプ	A	A ⁺	B	C
人数	1	1	1	2
敷金	180,000	189,000	270,000	369,000
賃料 (非課税)	60,000	63,000	90,000	123,000
共益費 (非課税)	48,000	48,000	48,000	96,000
水光熱費	13,200	13,200	13,200	23,100
暖房費 (冬季加算)	3,300	3,300	3,300	5,500
食費	55,200	55,200	55,200	110,400
合計 (敷金除く)	179,700	182,700	209,700	358,000

※食費は30日喫食した場合

※共益費 事務管理部門の人件費、日常の生活支援サービスの人件費、共用部の施設維持管理費並びに水道光熱費、備品、消耗品費、共用部の清掃費、環境衛生費、フロントサービス費、介護保険外の各種生活に関するものの相談や各種手配、郵便物の預かりと配布

6 施設の利用に当たっての留意事項

従業者は、入居者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

7 緊急時等における対応方法

従業者は入居者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

8 非常災害対策

事業所は、防火・水防管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

9 秘密保持等

- ① 従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- ② 従業者に対して、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。
- ③ 入居者の個人情報を用いる場合、用いる内容について入居者又はその家族に同意書作成し、あらかじめ同意を得たものでなければならない。

10 虐待防止について

- ① 高齢者虐待の指針を基に管理者が責任者として利用者の人権の擁護・虐待等の防止に取り組む。
- ② 管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「高齢者虐待防止委員会」を設置し、事業所全体で虐待防止に取り組む。
- ③ 管理者は、従業者に対して研修を定期的に行い、高齢者虐待についての周知徹底を図る。
- ④ 高齢者虐待が疑われる事案が発生した場合、管理者は速やかに確認、記録し委員会に報告する。対応を決定し、家族及び市町村へ報告する。

1 1 身体拘束の廃止について

- ① 管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」を設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組む。
- ② 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わないこととする。
- ③ 身体拘束を行った場合には、その状態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。その際は必ず、入居者又はその家族に、必要な事項について、理解しやすいように説明し同意を得る。また、身体拘束解除に向けて、身体拘束廃止委員規定に基づき適正におこなう。

1 2 サービス利用にあたっての禁止事項について

- ① 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

1 3 介護サービス情報の公開制度について

介護サービス情報公表制度は利用者が、事業者の情報を比較・検討して利用するサービスを適切に選択できるように支援することを目的にしています。また、各事業者に対し、提供するサービス内容や運営状況に関する情報の公開を義務付けるものです。

- ① 公表機関 『岡山県子ども・福祉部指導監査課』
- ② ホームページアドレス <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/33/>

1 4 相談又は苦情等の申出

入居者又はその家族は提供された施設サービスに関し、相談又は苦情等について、次の窓口へ申し出ることができます。

担当者 グランドガーデン管理者

連絡先 086-435-2234

事業所以外の苦情受付機関は別紙1のとおり

2025年9月19日

別紙1

(1)倉敷市介護保険課

連絡先 086-426-3343

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

(2)倉敷市住宅課

連絡先 086-426-3531

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

(3)岡山県国民健康保険団体連合会

連絡先 086-223-8811

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

(4)岡山市介護保険課

連絡先 086-803-1240

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

(5)総社市長寿介護課

連絡先 0866-92-8369

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

(6)浅口市健康福祉部高齢者支援課

連絡先 0865-44-7113

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

(7)都窪郡早島町役場健康福祉課

連絡先 086-482-2483

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

(8)小田郡矢掛町保健福祉課

連絡先 0866-82-1026

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

(9)浅口郡里庄町健康福祉課

連絡先 0865-64-7232

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15